（民法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条の規定による改正後の民法第三百六十六条の規定は、この法律の施行の際現に存する債権を目的とする質権についても適用する。ただし、前条の規定による改正前の民法第三百六十六条の規定により生じた効力を妨げない。

（農業協同組合法の一部改正）

第三条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条の三第五項中「第三百九十八条の十」の下に「、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二十条（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（医療法及び国民年金法の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「及び第二項」の下に「、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第十九条第三項から第五項まで並びに第二十条第一項及び第二項（これらの規定を同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「、民法第三百九十八条の九第三項」の下に「及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十九条第三項」を加える。

一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条の二

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十七条の三の十四

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第一号中「仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知

ロ　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第六十条第一項又は第六十一条第二項（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）又は第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知

イ　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知

（企業担保法の一部改正）

第六条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「又は抵当権」を「、抵当権、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。）又は留保所有権（同条第十八号に規定する留保所有権をいう。）」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（所有権移転の効力の制限等）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定による」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（所有権移転の効力の制限等）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定による通知

ロ　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第六十条第一項（動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行）又は第六十一条第二項（動産譲渡担保権の処分清算方式による実行）（これらの規定を同法第九十三条（債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行）（同法第九十六条第一項（その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行）において準用する場合を含む。）又は第百十一条第一項（譲渡担保契約の規定の準用等）において準用する場合を含む。）の規定による通知

（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の規定による」に改め、同号㈠中「譲渡」の下に「又は所有権の留保」を加え、同号㈣を同号㈤とし、同号㈢の次に次のように加える。

㈣　転譲渡担保権の設定等（転動産譲渡担保権の設定、転債権譲渡担保権の設定又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定をいう。㈥において同じ。）の登記	申請件数	一件につき千円
㈤　譲渡担保権の移転による譲渡担保権者の変更、留保所有権の移転による留保所有権を有する者の変更又は質権の移転による質権者の変更の登記		
イ　相続又は法人の合併による変更の登記	申請件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による変更の登記	申請件数	一件につき七千五百円
㈥　転譲渡担保権者等（転譲渡担保権の設定等を受けた者をいう。以下㈥及び㈩において同じ。）が取得した権利の移転による転譲渡担保権者等の変更の登記	申請件数	一件につき千円
㈦　根譲渡担保権又は根留保所有権の分割譲渡の登記	申請件数	一件につき七千五百円
㈧　譲渡担保権又は留保所有権と他の譲渡担保権又は留保所有権とが競合する旨の登記	申請件数	一件につき千円
㈨　譲渡担保権又は留保所有権の順位の変更の合意の登記	譲渡担保権及び留保所有権の件数	一件につき千円
㈩　譲渡担保権者、留保所有権を有する者若しくは質権者又は転譲渡担保権者等に関する事項の変更の登記（㈠から㈨までに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき千円

（預金保険法の一部改正）

第九条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条の前の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第一項中「根抵当権を」を「根抵当権等（根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第十四条に規定する根譲渡担保権（以下この条及び次条第一項において「根譲渡担保権」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権（以下この条及び次条第一項において「根留保所有権」という。）をいう。以下この条、次条及び附則第十条の三において同じ。）を」に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等（根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根譲渡担保権設定者（第四項及び第五項において「根譲渡担保権設定者」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等（第四項及び第五項において「根留保買主等」という。）をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の利害関係を有する者（第五項、第六項及び次条第一項において「利害関係者」という。）」に改め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第四項中「根抵当権設定者が」を「根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。）が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵当権設定者等」に改め、同条第六項中「根抵当権」を「根抵当権等」に